平成２７年（フ）第６０号
栃木県足利市朝倉町245番地アピタコムファースト３Ｆ
債務者　株式会社ＨＩＭＡＷＡＲＩ
代表者代表取締役　杉山　重徳
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第４９号
長野県飯田市知久町１丁目15番地
債務者　株式会社さわむらや
代表者代表取締役　市瀬　正身
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後３時
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２３３号
新潟市中央区万代４丁目４番８号コズミックスⅡ・ビル１階
債務者　カイングホーム株式会社
代表者代表取締役　阿部　達夫
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１４１号
岡山県浅口市鴨方町六条院中2065番地コーポコスモタウン103
債務者　藤井　道子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　優
4　破産債権の届出期間　平成27年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
岡山県倉敷市玉島乙島6985番地１メゾンファミーユ101号
債務者　坂本　相龍
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
香川県東かがわ市三本松1239番地１
債務者　渡邉　憲民
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮　　秀隆
4　破産債権の届出期間　平成27年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４４号
香川県高松市春日町507－１、住民票上の住所香川県高松市内町３番10号
債務者　増田　光男
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　破産債権の届出期間　平成27年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４５号
香川県高松市鶴屋町１番８号　ルポーゼセルソ608号
債務者　増田フジ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　破産債権の届出期間　平成27年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４７号
神奈川県厚木市下依知1135番地　ヴェラハイツ石原101、前住所神奈川県厚木市下依知351番地１
債務者　小栗　繁子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　裕介
4　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８６号
愛知県岡崎市北本郷町字野添40　アビタシオン酒井405号室、住民票上の住所愛知県碧南市相生町５丁目117番地
債務者　林　孝次郎
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後３時50分
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９１９号
名古屋市中村区佐古前町７番35号　第６スカイビル４Ｂ号
債務者　中島　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森戸　尉之
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９１８号
東京都中央区勝どき６丁目３－１－5718
債務者　入江　正和
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市野澤要治
4　破産債権の届出期間　平成27年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７号
栃木県足利市本城２丁目1912番地８
債務者　相場　賢一
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　康太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
宇都宮地方裁判所足利支部